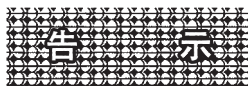


「許可番号
(登録番号) 不動産特定共同事業者
(小規模不動産特定共同事業者)
の商号又は名称」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課



長野県木曾建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県木曾建設事務所長 市 岡 進

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 256号
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡南木曾町吾妻1747番の1地先から 木曾郡南木曾町吾妻1747番の1地先まで	旧	m 14.4~35.3	km 0.2576
同 上	新	18.0~58.3	0.2510

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 オコシ宮ノ越停車場線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡木曾町日義3384番の3地先から 木曾郡木曾町日義4592番地先まで	旧	m 4.8~7.5	km 0.1120
同 上	新	4.8~10.6	0.1120

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県千曲建設事務所長 穴 戸 誠

- 1 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 小峰稲荷山線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字桑原字篠山4878番の18地先から 千曲市大字桑原字篠山4878番の1地先まで	旧	m 5.0~23.2	km 0.1688
同 上	新	8.5~45.5	0.1688

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 小峰稲荷山線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字桑原字篠山2535番の64地先から 千曲市大字桑原字篠山2535番の4地先まで	旧	m 5.2~28.0	km 0.1489
同 上	新	10.4~28.0	0.1489

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県長野建設事務所長 竹 内 敏 昭

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 403号
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市大字東寺尾字高畑3560番3地先から 長野市大字東寺尾字北堀3665番1地先まで	旧	m 12.0~23.6	km 0.2120
同 上	新	12.0~25.4	0.2120

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 信濃信州新線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市信州新町字下町212番4地先から 長野市信州新町字裏町沖17番8地先まで	旧	5.1~12.0 m	0.0640 km
同 上	新	8.2~13.2	0.0640

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野信州新線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市信更町三水字日向894番11地先から 長野市信更町三水字氷山1240番2地先まで	旧	11.6~28.2 m	0.1904 km
同 上	新	12.1~43.2	0.1904

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県木曾建設事務所長 市 岡 進

- 1 路線名 256号
- 2 供用を開始する区間
木曾郡南木曾町吾妻1747番の1地先から
木曾郡南木曾町吾妻1747番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成29年12月7日

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県千曲建設事務所長 穴 戸 誠

- 1(1) 路線名 小峰稲荷山線
- (2) 供用を開始する区間

千曲市大字桑原字篠山4878番の18地先から
千曲市大字桑原字篠山4878番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成29年12月7日
- 2(1) 路線名 小峰稲荷山線
- (2) 供用を開始する区間
千曲市大字桑原字篠山2535番の64地先から
千曲市大字桑原字篠山2535番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成29年12月7日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年12月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

長野県長野建設事務所長 竹 内 敏 昭

- 1(1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間
長野市大字東寺尾字高畑3560番3地先から
長野市大字東寺尾字北堀3665番1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成29年12月7日
- 2(1) 路線名 信濃信州新線
- (2) 供用を開始する区間
長野市信州新町字下町212番4地先から
長野市信州新町字裏町沖17番8地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成29年12月7日
- 3(1) 路線名 長野信州新線
- (2) 供用を開始する区間
長野市信更町三水字日向894番11地先から
長野市信更町三水字氷山1240番2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成29年12月7日

道路管理課

選告示第62号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成29年12月7日

長野県選挙管理委員会委員長 永 井 順 裕

別表第1の不在者投票のできる病院中「長野県厚生農業協同組合連合会新町病院」を「長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター新町病院」に改める。

選挙管理委員会